

一般社団法人島根県臨床検査技師会

役員選任規程

平成 25 年 3 月 5 日 制定

第 1 章 総 則

(総 則)

第 1 条 この規程は、一般法人島根県臨床検査技師会（以下「法人」という）定款に基づき、理事及び監事の選任に関する必要な事項を定める。

第 2 章 委員会

(委員会)

第 2 条 前条の主旨を遂行するため、役員推薦委員会を置く。

2 役員推薦委員会は、役員立候補の公示及び受付、役員候補者の推薦及び役員に欠員が生じた場合の補充候補者の推薦に関することを司る。

第 3 条 役員推薦委員会は、正会員 5 名以上 7 名以内で構成する。

2 委員は、理事会の決定により会長が委嘱する。

3 委員会には委員長を置き、委員会の運営をはかる。委員長は、委員の互選により決定する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、各々 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合は、後任の委員を理事会の決定により会長が委嘱する。

3 後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 3 章 会 議

(会議)

第 5 条 会議は、委員長が招集する。

2 会議は、構成委員の 2 分の 1 以上の出席により成立する。

3 委員の代理は、認めない。

4 委員は、知り得た事項を他に漏らしてはならない。

第 4 章 役員を選任

(役員を選任)

第 6 条 法人の役員は、立候補者及び役員推薦委員会から推薦された候補者より総会で選任する。

(公示)

第 7 条 役員任期が終了する年度末の 60 日以前に、次期役員立候補受付の公示を行わなければならない。

(立候補の届出)

第8条 立候補する者は、公示の日から10日以内に役員推薦委員会に届けなければならない。

第9条 立候補する者は、この法人に正会員として3年以上在籍し、5名以上の正会員から推薦を得た者でなければならない。

(候補者通知)

第10条 役員推薦委員会は役員候補者を推薦する。

2 役員推薦委員会は、総会の5日前までに、立候補者及び推薦候補者名簿を会員に通知しなければならない。

(役員の欠員補充)

第11条 役員に欠員が生じ、後任者の選任を行う場合は、第6条にかかわらず、次に定めるところによる。

2 役員推薦委員会の推薦に基づき、理事会で決定する。

3 後任の役員について、速やかに会員に広報する。

第6章 補 則

(取扱の特例)

第12条 この規程により処理できない事項については、理事会で処理する。

(規程の変更)

第13条 この規程は、理事会の議決により変更することができる。

附 則

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条により準用される同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。